

障 支 第 2 3 6 8 号
令和 8 年 3 月 1 7 日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
平 明夫（公印省略）

障害児通所支援事業に係るガイドラインに基づいた
自己評価等（令和 7 年度実施分）について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害児通所支援事業においては、自己評価結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）について、概ね 1 年に 1 回以上インターネット等で公表することが義務付けられています。また実施に当たっては、従業者評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解のもとで、事業所全体として行うことが求められています。

貴事業所における対応状況について、下記のとおり、御報告くださいますようお願いいたします。

記

1 県への報告

（1）対象サービス

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援

※報告は「事業所単位」となります。そのため、複数サービスを運営する場合であってもサービスごとに申請する必要はございません。

（2）報告方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて以下の URL から入力をお願いいたします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113698

（3）報告期日

令和 8 年 4 月 1 7 日（金）

2 注意点

○ 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに指定を受けた事業所は、今回は報告する必要はございません。

- 自己評価結果等の公表が未実施の場合、令和8年4月1日以降、未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算（所定単位数の15%）が適用されます。
- 県福祉監査課が実施する実地指導等において、評価の取組状況を確認します。

担 当 地域生活・医療的ケア児支援担当
TEL 048-830-3317